

さいたま市危機管理指針

平成29年7月

さいたま市

目 次

第1章	総則	1
第1	目的	1
第2	定義	1
第2章	市の責務	2
第1	基本的責務	2
第2	諸計画の策定と実施	2
第3	職員の責務	2
第3章	危機管理の諸計画の策定	3
第1	計画の策定	3
第2	細部計画等の策定	3
第4章	危機管理体制	3
第1	危機管理監	3
第2	広報監	4
第3	行政管理監	4
第4	危機管理責任者	4
第5	危機管理補助者	4
第6	危機管理補助者会議	4
第7	危機発生時の本部体制	4
第5章	危機管理の基本方針	4
第1	平素の準備	4
第2	応急対策	5
第3	事後対策	6
第6章	連携・協力	6
第1	市民等	6
第2	事業者等	6
資料		
別紙1	さいたま市危機管理補助者会議設置要綱	8
別紙2	危機発生時の通報先	9
参考資料	指針を構成する計画体系	10

第 1 章 総則

第 1 目的

さいたま市危機管理指針（以下「本指針」という。）は、さいたま市における危機管理の基本的事項を定め、総合的かつ計画的な施策の推進を図ることにより市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の安心及び安全並びに行政に対する信頼を確保することを目的とする。

第 2 定義

1 危機

「危機」とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害、事件若しくは事故（予測される場合を含む。）又は行政に対する信頼を損なう事態をいう。

本指針では、これを「災害」、「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」及び「緊急事態等」に大別して定義する。

（１）災害

「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。

（２）武力攻撃事態等及び緊急対処事態

「武力攻撃事態等」とは、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 2 条第 2 号に規定する武力攻撃事態及び同条第 3 号に規定する武力攻撃予測事態をいう。

また、「緊急対処事態」とは、同法第 22 条第 1 項に規定する緊急対処事態をいう。

（３）緊急事態等

「緊急事態等」とは、テロ、感染症、環境汚染、行政に対する信頼を損なう事態その他の危機（災害、武力攻撃事態等及び緊急対処事態を除く。）をいう。

2 危機管理

「危機管理」とは、危機から市民の生命、身体及び財産を保護し、

市民生活の安心及び安全並びに行政に対する信頼を確保することを目的として、危機の発生を予測・予知し、その危機の未然防止、回避又は被害の軽減を図ることにより、危機を收拾し、同様の危機の再発防止に取り組むことをいう。

3 その他の定義

(1) 局・区役所等

「局・区役所等」とは、さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等、区役所、消防局、出納室、水道局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局及び議会局をいう。

(2) 所管局・区役所等

「所管局・区役所等」とは、危機に関する業務を所管する局・区役所等をいう。

(3) 関係機関等

「関係機関等」とは、国の各機関、埼玉県、埼玉県警察、自衛隊等をいう。

第2章 市の責務

第1 基本的責務

市は、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の安心及び安全並びに行政に対する信頼を確保するため、市の保有する組織及び機能の全てをあげて対処するとともに、関係機関等と相互に連携・協力し、危機に係る対策を総合的に推進する責務を有する。

第2 諸計画の策定と実施

市は、法令及び本指針に基づく計画並びにそれぞれの計画の実施に当たって必要な細部計画等を策定し、関係機関等の協力を得てこれらを実施する責務を有する。

第3 職員の責務

職員は、危機管理に関する研修・訓練に参加することにより知識の習得に努め、危機発生時（予測される場合を含む。以下同じ。）は、直ちに対策に従事し、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生

活の安心及び安全並びに行政に対する信頼を確保する責務を有する。

第3章 危機管理の諸計画の策定

第1 計画の策定

市は、危機に対処するため、「さいたま市地域防災計画」、「さいたま市国民保護計画」及び「さいたま市緊急事態等対処計画」を策定する。

1 さいたま市地域防災計画

「さいたま市地域防災計画」とは、災害対策基本法に基づき、さいたま市防災会議が策定する計画である。

2 さいたま市国民保護計画

「さいたま市国民保護計画」とは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）及び国民保護に関する埼玉県計画に基づき、国民の保護のための措置を実施するための計画である。

3 さいたま市緊急事態等対処計画

「さいたま市緊急事態等対処計画」とは、緊急事態等に対処するための計画である。

第2 細部計画等の策定

局・区役所等は、関係する危機に対応するため、第3章第1の計画を基に危機管理体制の整備、緊急参集、情報収集等の応急対策の実施、市民生活の復旧・安定に係る事後対策の実施等について、危機別に細部計画等を策定する。

なお、策定及び改正した細部計画等は、危機管理監に報告するものとする。

第4章 危機管理体制

第1 危機管理監

危機管理監は、市長の命を受け、全庁的かつ総合的に危機管理を掌理する。

第2 広報監

広報監は、市長の命を受け、危機管理に係る広報・広聴事務及び報道機関等と連絡調整に係る事務を掌理する。

第3 行政管理監

行政管理監は、市長の命を受け、業務執行の監視及び服務に係る事務並びに行政に対する信頼を損なう事態の再発防止事務を掌理する。

第4 危機管理責任者

局・区役所等の長は、危機管理責任者として、局・区役所等内の危機に対する指揮・総括を行う。

第5 危機管理補助者

局等の筆頭部長及び区役所の副区長は、危機管理補助者として危機管理責任者を補佐し、局・区役所等の危機管理業務にあたる。

第6 危機管理補助者会議

平常時及び危機発生時において、必要に応じ、別紙1「さいたま市危機管理補助者会議設置要綱」に基づき危機管理補助者会議を開催する。

第7 危機発生時の本部体制

危機発生時には、危機の分類に応じてあらかじめ定めた計画に基づいて、対策本部、警戒本部等を設置し、的確に危機に対応する。

第5章 危機管理の基本方針

第1 平素の準備

1 危機管理意識・能力の向上

局・区役所等は、危機に際して組織的に対応できるよう、危機を想定し、職員の動員、行動の手順、対応方法等について、定められた計画に即した行動がとれるよう、訓練、研修等を実施し、危機管理意識と能力の向上に努める。

2 危機に関する調査・研究

局・区役所等は、平素から危機に関する発生の要因、危険度、被害等について調査・研究を行い、危機に対する予防、被害の軽減等の対策に反映する。

3 危機管理体制の整備

局・区役所等は、危機管理に関する細部計画、組織等の点検・確認を行うとともに、危機発生時に有効に活用できるよう資機材などの適切な管理を行う。

4 関係機関等との連携強化

市は、危機発生時に迅速かつ的確な応急対策を実施できるよう、平素から関係機関等との連携を図り、協力体制を強化する。

5 ボランティア団体等との協力体制の確立

市は、危機発生時にボランティアが活動しやすい環境の整備に努めるとともに、ボランティア団体との連携・協力体制を整備する。

6 市民への情報提供

市は、市民と行政が一体となって危機に対応することが重要であることから、訓練、研修会等を通じて、危機に関する知識及び技術並びに調査及び研究の成果等の情報を積極的に市民に提供するとともに、共有する。

第2 応急対策

1 情報の収集・報告等

局・区役所等は、危機発生時に、別紙2「危機発生時の通報先」に基づき、直ちに危機管理監に通報する。

2 危機への対応

危機管理監は、危機発生時に、事態の様相、被害の状況、社会的影響度、行政への影響、組織的対応の必要性、危機管理責任者の意見等を考慮し、危機への総括的な対応を図る。

3 危機発生時の組織体制

危機発生時には、所管局・区役所等は直ちに必要な体制をとり、情報収集等の初動対応に当たる。

また、危機の規模、被害等が拡大するなど、全庁的な対応が必要な場合には、市長等の指示により、対策本部等の組織的な体制をとる。

4 活動方針の決定

危機発生時には、必要な情報を収集・分析し、この結果に基づき

対策本部等において活動方針を決定する。

5 関係機関等と連携した応急対策の実施

危機発生時には、被害や影響を最小限とするために、関係機関等と連携・協力して応急対策を実施する。

6 広報

危機発生時には、危機に関する情報及び対策の状況等、市民や報道機関が必要とする情報をあらゆる手段を活用して適宜提供する。

第3 事後対策

1 市民生活の復旧・安定

危機の収拾後は、市及び関係機関等は相互に連携・協力して、被災者等の健康相談及び生活援護、地域経済の復興支援等を行い、市民生活の早期回復及び復興の促進を図る。

2 評価及び再発防止

危機の収拾後、応急対策に関する総合的な評価を行うとともに、予防、被害の軽減等の改善策を明確にして、危機管理体制の改善及び危機の再発防止を図る。

第6章 連携・協力

第1 市民

危機発生時には、市民の自助・共助が被害を予防し、又は軽減するために重要であることから、市民は、平素より様々な危機に備えられるよう、危機に対する必需品の備蓄、訓練・研修等への参加など、市との連携・協力を努める。

第2 事業者等

1 事業者等は、事業者等が管理する施設、組織等における危機の発生を未然に防止するとともに、その社会的責任に基づき、市の危機管理に積極的に協力するよう努める。

2 事業者等は、地域社会の一構成員として、積極的に市民、地域の団体等と相互に連携・協力するよう努める。

附 則

この指針は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成24年7月2日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年7月1日から施行する。

さいたま市危機管理補助者会議設置要綱

(設置)

第 1 条 局・区役所等の危機管理業務を充実させるため、さいたま市危機管理補助者会議（以下「補助者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 補助者会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 局・区役所等の危機管理体制に関すること。
- (2) 危機管理部及び局・区役所等との連絡調整に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要な対策に関すること。

(組織)

第 3 条 補助者会議は、座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、危機管理監をもって充てる。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、危機管理部長がその職務を代理する。
- 4 委員は、局・区役所等の危機管理補助者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 補助者会議は、座長が招集し、主宰する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 補助者会議の庶務は、総務局危機管理部危機管理課において処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、補助者会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 9 月 24 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

危機発生時の通報先（平成30年8月1日現在）

1 危機管理監等への通報

局・区役所等は、危機発生時には、直ちに当該危機の内容を危機管理監等へ通報する。

通報順位	職 名
1	危機管理監
2	危機管理部長
3	危機管理部次長
4	危機管理部参事
5	危機管理課長
6	防災課長

備考：危機管理監に通報できない場合は、通報順位による。

2 危機管理部（危機管理課・防災課）電話等

区 分	危機管理課	防災課
直通	0 4 8 - 8 2 9 - 1 1 2 5 - 1 1 2 8 - 1 1 3 5 - 1 1 3 9 (宿日直)	0 4 8 - 8 2 9 - 1 1 2 6 - 1 1 2 7
内線	2 3 8 4 ・ 2 3 8 5 2 3 8 1 2 3 6 3 (宿日直)	2 3 5 5 ・ 2 3 5 6、 2 3 5 8 ~ 2 3 6 0
F A X	0 4 8 - 8 2 9 - 1 9 3 6	0 4 8 - 8 2 9 - 1 9 7 8

危機管理を構成する計画体系

